

平成 26 年度

第 1 回太子町まちづくり審議会議事録

日 時：平成 26 年 7 月 31 日(木) 午後 1 時 28 分から午後 2 時 58 分まで

場 所：太子町役場 第二会議室

太子町総務部 企画政策課

平成 26 年度第 1 回太子町まちづくり審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 平成 26 年 7 月 31 日 (木)
場 所 太子町役場 2 階 第 2 会議室
開 会 午後 1 時 28 分
閉 会 午後 2 時 58 分

2. 諮問事項

太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

3. 委員の出席者・欠席者

出席委員：朝生 一郎 佐々木 隆彦 井口 宏幸 鳥井 文博
三浦 淳子（教育委員会） 佐々木 稔郎（農業委員会）
藤室 義春（商工会） 瀧北 りえ（男女共同参画プラン策定委員会）
小田 久美子（公募）
欠席委員：久保田 文章（連合自治会）

4. 町出席者

町長 北川 嘉明
事務局及び説明員
総務部長 堀 恭一
企画政策課長 栄藤 雅雄 秘書広報係長 溝端 朋代
政策係長 佐々木 信人 主事 三木 菜都美

5. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

1. 開 会

2. 町長あいさつ

町 長 毎日暑い日が続いておりますが、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の案件は、太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定でございます。本年は、5名の方々を推薦させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、第5次太子町総合計画につきまして、策定から5年を迎えたことに伴い基本計画部分の改定について見直し作業を行いましたので、その結果のご報告もさせていただきます。

さて、現在、進めております新庁舎建設事業ですが、約1,000本に及ぶ地中への杭打ち工事を終え、建物の基礎工事に取りかかっているところであります。

これまでのところ計画どおり進捗しており、引き続き、平成27年9月の開庁に向けて、安全着実に取り組んでまいりますので、改めまして皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、審議等に関する詳細な内容につきましては、後ほど事務局より説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、誠に簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い致します。

3. まちづくり審議会について

課 長 審議会委員の紹介
委員の皆様におかれましては、本年4月に就任いただきました。再任された委員及び新任の委員もおられますので紹介いたします。
学識経験のある方として、
朝生 一郎(あさお いちろう)様、佐々木 隆彦(ささき たかひこ)様、井口 宏幸(いぐち ひろゆき)様、鳥井 文博(とりい ふみひろ)様

町の各行政委員会から推薦いただいた方として、
教育委員会から 三浦 淳子(みうら じゅんこ)様、
農業委員会から 佐々木 稔郎(ささき としお)様、
連合自治会から 久保田 文章(くぼた ふみあき)様

各種団体から推薦いただいた方として、
商工会から 藤室 義春(ふじむろ よしはる)様、
男女共同参画プラン策定委員会から 瀧北 りえ(たききた りえ)様

公募により選出しました方として、
小田 久美子(おだ くみこ)様

以上 10 名の皆様です。任期は 2 年となっており、平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとなっています。なお、久保田委員は本日欠席されております。

事務局職員の紹介

町長 北川 嘉明、総務部長 堀 恭一、企画政策課長 栄藤 雅雄、
企画政策課秘書広報係長 溝端 朋代、企画政策課 担当 三木 菜都美

担任事項について

審議会の担任事項でございますが、委員就任の際にご説明申し上げましたとおり、参考資料の 9 ページ「太子町まちづくり審議会条例」の第 2 条第 1 項に掲載しております。

4. 会長選出

課長	次に、会議次第の項目 4「会長の選出」に移ります。 審議会条例第 5 条第 1 項の規定では、会長は委員の互選により選出することとなっておりますが、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。
藤室委員	事務局一任でお願いします。
課長	ただ今、「事務局一任」の発言がありましたので、事務局より会長候補者を推薦させていただき、ご承認いただくこととしてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。(多数の声)
課長	ご異議が無いようですので、事務局より会長候補者として佐々木 隆彦委員を推薦いたします。会長として、佐々木 隆彦委員を選出することにご異議はございませんか。
委員	異議なし。(多数の声)
課長	ご異議がありませんので、会長を佐々木隆彦委員とすることに決定いたします。 なお、会長は、審議会条例第 6 号第 1 項に基づき、会議の議長を務めて

いただきますので、議長席に移動をお願いします。
それでは、会長よりご挨拶をいただき、議事進行をお願いいたします。

5. 会長あいさつ

会 長 | 本日はご苦労様です。皆様のご賛同を得まして会長を務めることになりました佐々木 隆彦でございます。今後の審議への皆様のご協力をよろしくをお願いします。
また、本日の会議の議長を務めさせていただきます。本日の会議の内容は「太子町表彰条例に基づく表彰者の決定」についての諮問を受け、審議・答申を行い、その後、事務局より「太子町総合計画の基本計画見直しについて」の報告を受ける予定となっております。どうぞ、よろしくお願い致します。

6. 職務代理者の指名

会 長 | 最初に、審議会条例の第5条第3項を見ていただければ分かりますが、規定では会長があらかじめ職務代理者を指名しておく必要がありますので、朝生一郎委員を指名させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

7. 議事録署名委員の指名

会 長 | 続きまして、参考資料 12 ページ太子町まちづくり審議会規則 4 条第 2 項の規定に基づきまして、議事録に署名する 2 名の委員を指名させていただきます。
朝生一郎委員と鳥井文博委員の 2 名を指名いたします。お 2 人には後日、事務局が作成する議事録への署名をお願いします。

8. 諮問事項

会 長 | それでは、町長から諮問を受けます。

町 長 | 諮問第 1 号 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
(平成 26 年 7 月 31 日 太企画第 286 号)
社会功労賞 玉田 泰之
西田 福太郎
産業功労賞 井上 重幸
八木 康弘
教育功労賞 廣橋 弘毅

会 長 | 審議に入りますので、町長には一旦退席させていただきます。

9. 審議

会 長

それでは、玉田 泰之氏、西田 福太郎氏、井上 重幸氏、八木 康弘氏、廣橋 弘毅氏の太子町表彰条例に基づく表彰について審議を行いたいと思います。事務局の説明を求めます。

三木主事

それでは、太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定についてご説明させていただきます。今年度の太子町表彰条例に基づく被表彰者は5名の方々となっております。

お一人目は、太田在住の玉田 泰之(たまだ やすゆき)さんです。

太子町まちづくり審議会資料3ページをお開きください。

功績内容は、人権擁護委員として、平成10年7月からの平成25年6月までの15年間の長きにわたり人権相談に応じ、地域における人権課題の解決に努められました。

一方で、教員としての経験を活かし、自由な思想の普及と町民の生活が安全に守られ、日常生活に支障なく、豊かに暮らせるまちづくりに尽力されました。このたびの表彰は、社会功労賞に該当いたします。

同じ資料の16ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第2条第2号のエ「その他地域社会づくりに貢献した者」の適用要件を十分に満たされております。

ここで人権擁護委員の概要について説明させていただきます。個別参考資料1ページをお開きください。

1「人権擁護機関」の中ほどから下方にあります「人権擁護委員は、市区町村長が、当該市区町村議会において議員の選挙権を有する住民で、物事を正しく判断・評価する能力や意見をもち、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある社会実業家、教育者、報道新聞の業務に関わる者等及び弁護士会、その他女性、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、またはこれを支持する団体の構成員の中から、市区町村の議会の意見を聞いて、法務大臣に対して推薦します。」とありますように、町長が議会の意見を聞き、法務大臣に対して推薦し、適任者が人権擁護委員として、委嘱されております。

個別参考資料の2ページをお開きください。5「委員の職務」ですが、読み上げさせていただきます。

(1) 自由人権思想に関する啓もう及び宣伝

(2) 民間における人権擁護運動の助長に努めること

(3) 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること等となっております。

委員の任期につきましては3年でございます。委員の服務につきましては、7にありますように職務を行うにあたっては、関係者の秘密を知る機会が多いことから、その秘密を厳守することの義務付けや、職務上の地位又は職務の執行を政党や政治目的のために利用することを禁じられていま

す。

なお、人権擁護委員の身分につきましては、法務大臣が委嘱する民間のボランティアであります。事故等における補償については、民生委員と同様の補償が用意されています。

委員の職務で大きな割合を占める9の人権相談ですが、大きく分けて、3ページの(1)常設相談所では、たつの法務局で毎週火・木曜日当番制で実施しております。

特設相談所では、太子町立中央公民館で毎月、原則として第3木曜日に開設しています。

相談内容については、(2)種類の表に掲載されている内容となります。

4ページをお開きください。10の龍野人権擁護委員協議会や9ページに会則が載せてあります西播磨人権啓発活動ネットワーク協議会にも属しており、人権啓発活動を行っています。これでお一人目の説明を終わります。

二人目は、糸井在住の西田 福太郎(にしだ ふくたろう)さんです。

太子町まちづくり審議会資料の4ページをお開きください。

功績内容は、防犯活動の実践団体として昭和53年4月に設置された太子町防犯推進委員会の設置当初から平成26年3月までの36年間の永きにわたり、地域住民の防犯意識の高揚と防犯パトロールによる犯罪防止活動に努められ、青少年の健全育成と太子町の安全・安心のまちづくりに尽力されました。

この度の表彰は、社会功労賞に該当いたします。

同じ資料の16ページをお開きください。太子町表彰条例施行規則第2条第2号エ「その他 地域社会づくりに貢献した者」の適用要件を十分に満たされています。

ここで、太子町防犯推進委員会の活動について、簡単にご説明させていただきます。

個別参考資料の17ページをお開きください。太子町防犯推進委員会は、たつの警察署と連携しながら、盗犯や凶悪犯罪の予防、痴漢防止、暴力の追放等に取り組んでおられる団体です。

平成26年4月1日現在で23名の方が委員として活動しておられます。また、たつの警察署長や生活安全課長を顧問とし、各種事業に取り組んでいます。

会議の種類としましては、総会と防犯部会、青少年部会、広報部会に分かれて行う専門部会の2種類があります。また、活動実績としまして、総会・専門部会の開催や防犯キャンペーン、毎月行っておられる町内補導パトロール、太子会式でのパトロールなど様々な活動を行っておられます。2人目の説明は以上でございます。

三人目は、鵜在住の井上 重幸(いのうえ しげゆき)さんです。

太子町まちづくり審議会資料5ページをお開きください。

功績内容は、昭和40年6月に太子町商工会活動に賛同、商工会に加入さ

れ、小規模事業者への強い指導力の発揮や会員の調和と連帯をもって事業運営に努力され、地域商工業の振興発展に尽力されました。

特に、昭和 56 年 5 月から平成 3 年 4 月までの 10 年間を商工会監事として、平成 3 年 5 月から平成 25 年 4 月までの 22 年間を商工会理事として、商工会役員を通算 32 年間にわたり務められました。

この度の表彰は、「産業功労賞」に該当いたします。同じ資料 16 ページの太子町表彰条例施行規則第 2 条第 3 号イ「農業・工業・商業の分野において地域経済の活性化に努め、その功績が顕著な者」の適用要件を十分に満たされています。

四人目は、鷗在住の八木 康弘(やぎ やすひろ)さんです。

太子町まちづくり審議会資料 6 ページにお戻りください。

功績内容は、昭和 40 年 6 月に太子町商工会活動に賛同、商工会に加入され、小規模事業者への強い指導力の発揮や会員の調和と連帯をもって事業運営に努力され、地域商工業の振興発展に尽力されました。

特に、昭和 56 年 5 月より昭和 60 年 4 月、平成元年 5 月から平成 25 年 4 月までの通算 28 年間を商工会理事として務められました。

この度の表彰は、「産業功労賞」に該当いたします。

同じ資料 16 ページの太子町表彰条例施行規則第 2 条第 3 号イ「農業・工業・商業の分野において地域経済の活性化に努め、その功績が顕著な者」の適用要件を十分に満たされています。

五人目は、広坂在住の廣橋 弘毅(ひろはし こうき)さんです。

太子町まちづくり審議会資料 7 ページにお戻りください。

ここで廣橋弘毅さんの教育委員長としての経歴について、資料の訂正をお願いします。功績又は事業の詳細について、上から 2 行目のところですが、平成 13 年から 19 年までの 4 期にわたり教育委員長に就任したと書いておりますが、正確には平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までと、平成 17 年 10 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までの 4 期となっております。資料訂正を行うこととなり、申し訳ございませんでした。

では、もう一度功績内容について説明します。太子町教育委員として、平成 8 年 4 月から平成 25 年 9 月までの 17 年 6 か月の永きにわたり太子町の学校教育・教育行政の向上に大きく貢献されました。特に、平成 13 年 4 月から平成 15 年の 3 月までと平成 17 年 10 月から平成 19 年 9 月末までの 4 期を教育委員長として務められました。

この度の表彰は、「教育功労賞」に該当いたします。

同じ資料 17 ページをお開きください。太子町表彰条例施行規則第 2 条第 4 号イ「議会の同意を得て選任される教育長を除く教育委員会委員の職にあって、16 年以上在職した者」の適用要件を十分に満たされています。

ここでもう 1 箇所訂正をお願いします。まちづくり審議会資料の 2 ページをお開きください。廣橋弘毅さんの功績内容の部分につきましても、教育委員長暦を平成 13 年 10 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までと記しているのですが、正しくは平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日と、平成

17年10月1日から平成19年9月30日までに訂正をお願いします。

以上、5名の功績等、概要を説明させていただきました。

参考ですが、平成2年度に太子町表彰を制定してから、平成25年度末までで130名の受賞の方々がいらっしゃいます。内訳といたしまして、自治功労賞として20名、社会功労賞として39名、産業功労賞として15名、教育功労賞として8名、文化功労賞として11名、スポーツ功労賞として35名、たちばな賞として1団体、ひまわり賞として1名の方となっております。以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。先程の説明に関して何かご質問などがありましたら承ります。

鳥井委員 産業功労賞のお二人について、このお二人がふさわしくないという訳ではないのですが、他の功労者のように「何年以上職を持った者が該当する」というような規則で定めた基準がないと判断しにくいです。

産業功労賞では、農業委員のみが15年以上在職した者と定められていますが、顕著な功績があったとしても、商工会に関わりを持っていないと分かりにくいように感じます。

課 長 確かに鳥井委員が仰るように、農業委員以外は条件となる期間というのはございませんが、事務局では各種団体を取り仕切っている庁内の各課、各所属に対して該当者がおられないかの照会をして、各課・団体より該当者をご推薦いただいています。

この度の産業功労賞のお二方に関しては、商工会からご推薦をいただきました。商工会の会員、さらには理事、監事を歴任されている方でも、表彰の対象として推薦されていない方も過去にはおられると思います。やはり、それぞれの団体でご推薦いただいたということは、所属する会員の中でも顕著な活動をされたということです。つまり、商工会の中で、何年以上という規則はないのですが、顕著な活動をされたと判断されたのでご推薦いただいたと、こちらも判断しております。

鳥井委員 では、商工会に所属してから日が浅いなど所属期間が短くても、多大な功績があった場合は表彰者として認められるのでしょうか。

課 長 商工会から推薦があつて、産業経済課から事務局へ内申がくるのですが、そこで会員歴が5年や10年と短い場合に関しては、もちろん商工会や産業経済課の意見も汲み取ります。しかし、他の功労賞、あるいは農業委員会の委員歴が15年という年数の基準があるもののと照らし合わせ、整理することも当然させていただいています。

ただ、事務局に内申が来たときに、再度きちっと検証して欲しいと言うことはあつても、「年数が満たないからだから、だめだ」というように最初から除外することはできないと思います。

鳥井委員 今回は32年や28年と誰から見ても期間が長いと言える方ということもあり、異存はありません。しかし、対象になるかもしれないが、表彰されないかもしれないといった曖昧な部分が残っている条文は、規則として見直したほうがいいのではないのでしょうか。

課長 決まりを定めるよりも、この審議会で表彰者としてふさわしいか審議していただく余地を残すことも大事かと考えています。

鳥井委員 しかし、町長や議員、自治会長などだいたい役職には期間が定められています。その曖昧さが審議のために重要なことはわかるが、ある程度の年数を定めることも必要なのではないのでしょうか。

会長 私が思うのは、年数を規則で定めているものにつきましては、町長や副町長、議会議員、自治会長という住民の審判を受けたものであることです。そして、産業功労賞の中では農業委員もまた農家の審判、ひいては住民の審判という形で年数を定められているのではないかと個人的に考え、理解をしています。

しかし、いろいろな功労賞に対しましては、年数で定められる場合も多いと思うので、鳥井委員が言われたように、ある程度の基本的なことは今後検討する必要があるのではないかと私は思います。

部長 条例規則を検討した際に、年数では計れない特殊で顕著な例があった場合に、年数で決定してしまうと、どうしても表彰対象とならない部分が出てきてしまいます。

特に産業、工業、商業の分野において、例えば画期的なものの発明や、この地域において創造的なものを生み出すなど、地域経済に大きな発展をもたらし、新聞やメディアで紹介された人を表彰しないことはないのではないか、ということもありまして、条例制定を機会に広く制定しました。いわゆる年数規定をはっきり決めてしまうと、それに満たないと功績があっても表彰者として該当しなくなってしまうということがありますので、制定の際に議会との間で審議が行われたという経緯がございます。

そういうことで、農業、商業、工業、産業の分野においては、こういった事案が起こりうるのではないかとということで、年数を設けていません。ただし、団体の役員や理事等については、この役職の人であれば、表彰されるに相当する十分な貢献があったのではないかと考え、他の関係部局・団体との相対的な部分を見ながら決めさせていただいております。

朝生委員 各種団体から推薦していただいているので、商工会は商工会で年数は少ないが、功労があるから推薦する、10年、20年と定めた年数が経ったら全員がもらえるのも問題で、それを審議していき、ここに挙がっている人も審議した結果、表彰にあたらないということもあるし、功績があると判断すれば候補者を足せばよい訳ですし、そのためのまちづくり審議会だろうと考えています。

鳥井委員 　では、農業、商業、工業、産業とあるうち、なぜ農業分野の農業委員だけが15年以上と定められているのですか。今まで出た意見があるのですしたら、これもひとまとめにしておくべきであったのではないのでしょうか。

課長 　先程会長が言われたとおり、議会の承認を要する、公の承認を必要とする役職が年数を規定されていると感じています。例えば、15年以上で表彰対象となっている自治会長ですが、議会の承認は必要としていません。しかし、地域の支持を受けて、会長になっておられます。町長、副町長、議会議員、教育長、農業委員などはもちろん議会の承認を必要としています。なので、何年ぐらい役職をお勤めになられたら、表彰に相当する功績があったとしていいのではないかと条例規則審議のときに審議されたのではと考えられます。

鳥井委員 　条例規則の制定時にそういった審議はされていると思いますので、私もこの条例がおかしいと言うのではなく、今後年数を決めていないことが問題として残るのではないかと心配しているのです。

藤室委員 　商工会では、産業功労賞に相当するのは役員を15年された場合と考えています。推薦するのは、役員を退任してからという条件付きです。今回の場合も退任されたので推薦させていただきました。以前から、産業経済課と話し合いの上、農業委員が15年以上と決められているので、役職の基準を同じ年数と考えるということを決めています。
もし、年数によらず、画期的な発明をされた方がいる場合などは、まず商工会の中で審議・承認をしてから推薦させていただきます。

会長 　他に質問はないのでしょうか。
これ以上の質問はないようですね。それでは、諮問第1号「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定」について、原案通り承認してよろしいでしょうか。

委員 　はい。(多数の声)

会長 　ありがとうございます。
ご異議がないようですので、諮問第1号「太子町評定条例に基づく被表彰者の決定」について、原案通り承認いたします。
ここで事務局から、諮問第1号関係で今後の日程等をご説明いただきます。

課長 　今後の日程は、この審議会の承認を得たことを受けまして、次の9月定例議会に議案を提出させていただきます。その後、議会で承認をいただいた上で、平成27年の新年交礼会の席で表彰させていただくこととなっています。日程につきましては以上でございます。

会 長 | ありがとうございます。ここで答申案作成までの間休憩をとります。

【休 憩】

10. 答申

会 長 | それでは、町長が出席されましたので、会議を再開いたします。
「諮問第1号 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定」について、先ほどの審議結果に基づき答申させていただきます。

答申第1号 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
(平成26年7月31日)

諮問のあったことについては、全員について適当と認めます。

社会功労賞 玉田 泰之
社会功労賞 西田 福太郎
産業功労賞 井上 重幸
産業功労賞 八木 康弘
教育功労賞 廣橋 弘毅

町 長 | 慎重なるご審議、答申をいただき、ありがとうございます。

会 長 | それでは、審議結果の答申をお渡ししましたので、町長はここで退席されます。

11. 報告

会 長 | 続きまして、「第5次太子町総合計画（基本計画）の見直しについて」の報告であります。事務局の概要説明を求めます。

課 長 | お配りさせていただいた資料の中に表紙に「和のまち 太子」と書かれた総合計画書が入っていたと思いますので、こちらをご準備ください。この度の見直しの概要、流れについてご説明させていただきます。

まず、冊子の5ページをお開きください。総合計画の構成ということで解説をしております。総合計画につきましては、基本構想がありまして、基本構想で定めた施策の体系を具体化するものとして基本計画がございます。更に、基本計画の施策を実施するために定めたものが実施計画という3階建ての計画になっております。

第5次総合計画は平成22年からの実施ではありますが、平成21年度に基本構想と基本計画につきまして、当まちづくり審議会で審議していただいたところです。この審議会で承認をいただきまして、基本構想につきましては、町議会の方に上程をさせていただきました。平成21年12月3日に町議会に提出し、翌年の22年の3月に議決され、今現在、第5次総合計画が進捗しているところです。

この基本計画ですが、5ページの項目2の(2)、基本計画の2行目「事業の進捗状況等を勘案して、5年後に見直しを行い、必要に応じて改定するものとする。」と定めています。その下の計画期間の図でもそうですが、一番上が基本構想の柱の矢印、真ん中が基本計画、3段目が実施計画となっておりまして、2段目の基本計画を26年から27年の間に見直すこととなっています。26年度中において、22年から行ってきた、それまでの進捗状況を検証して見直しましょうということになっております。

この4月から見直しの作業に入ったのですが、結果についてこれから佐々木係長より説明します。

佐々木係長

基本計画の見直し作業につきましては、課長が申しましたとおり今年4月に副町長を委員長とする内部の検討委員会、そのもとに係長級の職員で構成する作業部会を組織しました。その作業部会が6月にかけて基本計画の見直しと事業の進捗状況、それから課題などを調べる「フォローアップ調査」というものを行い、その結果から検討委員会で報告書の案をまとめました。それに基づきまして、町の方針を決定したものです。

総合計画の冊子とともに事前にお渡ししております「第5次太子町総合計画（基本計画）改定検討結果報告書」という資料と併せてご説明させていただきます。

まず冊子を見ながら、基本構想と基本計画の一部について具体的にご説明します。総合計画の冊子の34ページをお開きください。「政策・施策の体系」という見出しになっておりますが、この表の一番上に「政策1 健康でいきいきと暮らせるまちづくり」とありますが、ここから一番下の「政策9 自治と連携による力強いまちづくり」までの9つの項目の柱と、それにぶら下がる27の施策項目というものが、健康や福祉、教育、防犯、自治など町行政の各分野における柱としての基本構想の体系となっております。

この体系を具体化しておりますのが、38ページ以降になります。38ページをご覧ください。左肩に書いてありますが、見出しとして「政策1 健康でいきいきと暮らせるまちづくり」、その下に施策1としまして、「生涯にわたって取り組める健康づくり」となっています。左のページに小さく書いてありますが、基本構想として「健康づくり」というテーマに対する基本的な方針をこのページで定めています。

この基本的な方針・考え方に対して、右側の39ページをご覧くださいますと、これをさらに具体化するために、基本計画として細分化しています。今回はこの基本計画について、策定から5年が経過しましたので、社会情勢の変化などにより、それぞれの計画、事業の進み具合に支障が生じていないかなどを、全てにわたって見直し、検証をさせていただきました。

見直しの結果について、ひとつ例を挙げますと、39ページの中段あたり、細施策2「健康な体づくり」という項目のさらに真ん中、基本事務2「健康づくり事業の推進」とあります。その説明文の2行目に「また、自治会、婦人会、老人クラブ」という表記があります。ここには24年度末で解散しました婦人会の名称が入っています。現在、婦人会の担っていた役割は自治会であったり、他の団体に承継又は補完されている状況ですが、今後5年間

の事業計画や、執行する上で、他の団体に役割が引き継がれているということもありまして、この文言を削除するかどうかという問題になったのですが、これを残しても大きな支障は生じないだろうということで、全面的な改定までは要さないのではないかと判断をしております。

これが一例になるのですが、このような方法で見直し作業というものを全般にわたって行いまして、その結果を取りまとめたものが、事前にお渡しした報告書になります。

次に報告書についてご説明します。改定検討結果報告書を開いていただき、1ページをご覧ください。3つの項目に分けております。

項目1「趣旨」ですが、これはこれまでの基本計画を見直す理由を書いております。次の項目2「社会経済情勢の変化と国の政策動向、行政需要への柔軟な対応の必要性」、項目3「広域計画の動向〔21世紀兵庫長期ビジョン(全県・西播磨地域ビジョン)の改訂〕」というのですが、こちらにつきましては、太子町を取り巻く5年間の社会情勢の変化としてまとめさせていただきました。内容は細かくなりますので、割愛させていただきます。

2ページをお開きください。項目4「将来推計人口の時点修正」と書いております。こちらは、5年前に製本版冊子にも同じようにしているのですが、太子町の将来の人口を時点修正させていただいた比較資料です。

こちらの人口推計といいますのは、5年に1度行われる国勢調査の結果をもとに国立社会保障・人口問題研究所が、「日本の地域別将来推計人口」というものを発表します。これが昨年の3月にデータ更新されましたので、そのデータを使いまして5年前と同じ手法で時点修正をしたものです。その結果、前々回は平成17年だったのですが、22年の国勢調査の結果が5年前の推計値を上回りましたので、推計人口、若年者人口の割合が上方修正されたものです。折れ線グラフでは、赤い線が前回の推計人口、平成17年が32,555人からスタートしまして、平成47年には29,638人にまで減少していくというカーブでしたが、平成22年の国勢調査の結果では706人上回りましたので、その結果から平成47年には3,008人増え、前回の推計を上回る32,646人という人口推計の変化が表れております。

しかしながら、広報にも載っている毎月の人口動態を見ておきますと、最近はどちらかというと減少傾向に入りつつあります。増減を繰り返している状況ということもあり、今後の動きが不透明となっております、このような推計のとおりになるか、今後も注視していきたいと思っております。

また、この新しい推計人口のデータにつきましては、今後、町の各種計画など様々な場面に用いる人口推計もこの数値を用いるよう、職員にも周知をしていきたいと思っております。

続きまして、3ページの中段、項目5「基本計画見直しについて」でございまして、前述までの各項目の状況などを踏まえて「フォローアップ調査」を行いました。これによる基本計画の見直し作業について記述しております。

最後に、項目6「基本計画見直し結果」についてですが、文章の4行目以降にありますとおり、一部の項目において状況の変化、例えば健康診査事業における「生活機能評価」というものが、制度改正により介護予防事業

へ移行したり、先程ご説明しました婦人会の解散のほか、庁舎など公共施設の老朽化に対する維持補修、防災対策の必要性と緊急度の上昇など、事業の進捗の遅れや課題は見受けられるものの、現行の基本計画の記述内容と大きく乖離するような事案や社会情勢の変化は生じておらず、今後の事業計画において個々の課題への取り組みを強化・重点化することで対応するものとして、現在の基本計画を全面的に改定することはせず、踏襲することと結論付けたものです。

また、先ほどから「フォローアップ調査」と申しておりますが、その調査結果につきましては、この資料の巻末に添付しております。冊子に書かれている計画全般にわたって、事業に関わっている担当課が項目の進捗や課題を抽出したものでありまして、資料の4ページから8ページにかけて要約しております。基本構想の体系、施策・政策体系に沿って、これまでの事業の進み具合や今後5年間で取り組むべき課題をまとめております。

これまでの取り組みを踏まえ、今後5年間の事業推進の課題・目標としてこの報告書を全職員に周知するとともに、ホームページにも掲載する予定であります。説明は以上でございます。

会 長 ただいまの説明に対して、何かご質問・ご意見等がございましたら承ります。

井口委員 将来人口の時点修正ということで伺いたいのですが、グラフをみると赤い線の平成22年の推計で上回ったものを見てこれで済むのかということと、年齢構成を見て65歳以上が平成47年には26.6%と他の市町と比べて低い数字だと感じるということと、人口推計を見ますと太子町全体としてはこうかもしれませんが、校区・地域によって人口の減少が著しいところもあれば、若い世代が多い地域もあるといったばらつきがあることで自治会運営も心配ですので、現状を踏まえての考え方を教えていただきたいと思います。

佐々木係長 貴重なご意見ありがとうございます。
前回は人口の減少が厳しく出ている状態だったのですが、井口委員が仰る通り一部の地域で宅地開発が進んで人口が増えたという結果になっておりまして、全面的に人口が増えているということであればいいのですが、偏りが出てこのような結果になっているのが果たしてこのままでいいのかどうかということもあります。人口減少への取り組みと、地域の偏りを是正していくための今後の考え方などは、事業を起こす際に、この人口推計を見ながら考えます。将来的にも均衡をとっていくことは地域計画などで難しい部分もありますので、そういった点を充分注意し、事業を推進していかなければならないと考えています。

井口委員 特に石海校区のJRから南の地区では、小学校の児童数も減り、自治会行事はもちろんのこと、子ども会行事を開催することにすら苦労しています。

- 佐々木係長 地域ごとの毎月の人口動態を見ていると、伸びていないということをごちからも把握しておりまして、年齢別に見ても子どもが減っているということは確かにあります。ただ、これは安心してはいけないのですが、西播磨地域ではもっと厳しいところもあるので、そういう地域の動きをお手本にしなければならないと思います。今後は人口減少対策に先に取り組んでおられる市町のことにも常に注意していきたいと考えます。
- 井口委員 太子町では限界集落とまではいってないと思うのですが、今後どうでしょうか。
- 佐々木係長 小規模な集落ですと子どもが少ないところは、学年が途切れてしまうということが今後出てくるかと思えます。
- 井口委員 空き家も増えていますね。
- 佐々木係長 新聞等でも全国的に増えているという記事も出ております。町議会でも、そのような話が出ておりましたので、注意していかなければいけないと思うところです。
- 会 長 地域の状況の話が出ましたが、話題にあがることにより皆さんが意識していただくようになったと思います。他になにかございませんか。
- 鳥井委員 人口の話が出ていますが、前回と比べたら右肩上がりに増えていますね。全国的にも減少傾向の中で、太子町がこのようになる要因は何だと思われませんか。
- 佐々木係長 これは正確に分析しているわけではないのですが、今年の5月に増田元総務大臣が発表した、人口減少についての報告がありましたが、太子町は県下でも1番、2番を争うような平均年齢が若いまちでして、出生率が2や3になるようなことはないのですが、県下では赤ちゃんがまだ産まれているほうなので、人口減少が著しい団体に比べると、下げ止まり、上向いていることが珍しい状態になっています。
- それが前回は全国的にその傾向が出るだろうということで、国勢調査の結果が全部下向きに持っていかれていたのですが、中でも上向いたのが珍しいという結果で、反動を受けたような状況が考えられます。ですから、このグラフの推計の放物線の間あたりが現実的な線ではないかと思えます。国が出した計算というのが、どうしても机上のものでありますから、上振れしてしまっているのではないかと思うところです。
- 朝生委員 太子町は利便性もいいし、周りの人口が減少している中で増えていますね。でも、増える地域は増え続け、減っている地域は引っ越してくる人もおらず減る一方です。太田地区の田んぼ一反でも潰して売ると、5、6件の家が建ち、家族が引っ越してきます。なので、人口が減ってきている地域

は土地区画などの問題があるでしょうし、均整をとるために、例えば町内全城市街化区域にしてしまうのはできないでしょうか。太子町が若くて、活気溢れるまちであり続けてほしいと願います。

課長 ご意見ありがとうございます。計画を担当している課としてもご意見として承りたいと思いますし、今後のまちづくりに取り組むときにも、こういったご意見があることを認識していきたいと思います。

部長 土地についての話ですが、都市計画法で市街化区域や調整区域、昔の区域線引きは機能的にここを街にする、ここは農業を振興するという考え方に立ちすぎているので、どうしても農業が廃れた今のような状況になってきますと、その人口が減ってしまいますので、県の都市計画担当と充分協議して、このような状況になっているということで要望をあげていきたいと考えています。

朝生委員 その要望は5年に1回だけの見直しですか。

部長 見直しですが、充足率が満足していないと市街化区域を増やすということとはできないものです。今では県の都市計画審議会がほとんど認めてくれない状態です。

佐々木委員 昨年に市街化区域が竹広南の東へと伸びたのは、関係あるのですか。

部長 伸ばす理由付けがない限りは市街化するのは難しいです。例えば、人口が減っているから市街化区域にしてほしいとはいうのはなかなか認めてもらえないものです。また、町の中心部分であった旧市街地が空洞化してきているといった問題もあります。

会長 太田の矢田部地区の田んぼもどんどん売りに出されていますね。

部長 国の政策に基づく部分や、相続税の問題でどうしても売らざるを得ない状況となることもあります。それで市街化区域の中で次々と田んぼが潰れていった傾向もあるかと思います。

会長 いろいろとご意見がありましたが、他にご意見はございますか。
特にご意見が無いようですので議事を終了し、会議を閉会したいと思います。よろしいですか。どうもありがとうございました。
それでは、事務局から何かご連絡はありますか。

三木主事 本日の会議にご出席いただきました報酬についてですが、振込口座指定書でご指定の口座に振り込まさせていただきます。また、報酬額や振込日については後日通知させていただきますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

12. 閉会

会 長

それでは、本日は慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
会議では、太子町表彰の被表彰者5名を原案どおり承認し、また、策定から5年を迎えた「第5次太子町総合計画」の基本計画見直し結果についての報告を受けました。

事務局におかれましては、本日の会議結果に基づいて、今後の事務・事業の執行をお願いしたいと思います。

また、この暑さ厳しい折、委員の皆様におかれましては、この夏に負けないように健康に過ごしていただき、それぞれのご立場でご活躍されるようお願いいたします。

それでは、これをもちまして平成26年度太子町まちづくり審議会を閉会します。

課 長

会長どうもありがとうございました。


皆様には、終始熱心なご審議をいただきましてありがとうございます。
今後とも町行政に対しまして、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

太子町まちづくり審議会規則第4条に基づきここに署名する。

平成26年10月3日

署名委員

朝生 一郎 
鳥井 文博 